

方には、平成20年4月上旬に、次のような保険料に関する通知書が送られてきます。

①広域連合から、保険料額が決定したことをお知らせする通知書が送られます。②町から、特別徴収を開始することをお知らせする通知書が送られます。

また年金保険者から、年金の支給額に関する通知書が送られますが、その中には、年金の支払ごとに差し引かれる後期高齢者医療の保険料額が記載されています。

10月以降の徴収の場合

10月以降も年金からの徴収が行われる場合には、再度、10月に、広域連合から「保険料額が確定したことをお知らせする通知書」、町から「特別徴収を行うことのお知らせする通知書」、年金保険者から年金の支払ごとに差し引かれる後期高齢者医療の保険料額を記載した、「年金の支払額に関する通知書」が送られます。年金からの保険料徴収額は、広域連合及び町において計算したものであるため、徴収額に不明な点がある場合は、広域連合又は町へご連絡ください。

い。

ただし、年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を越える方については、年金からの徴収は行われません。

その場合には、7月に納入通知書などの書類が、広域連合と町から送付されますので、町へ個別に保険料を納付ください。

年度途中で後期高齢者医療制度に加入される方は、保険料が月割計算され、被保険者である期間に相当する保険料額が賦課されることとなります。

II 被用者保険に加入していた被扶養者の保険料徴収について

後期高齢者制度に加入する直前に被用者保険（健康保険や共済組合）の被扶養者であった方については、制度加入から2年間、保険料のうち「被保険者均等割を半額」に軽減しますが、平成20年度においては、次の特別措置が講じられます。

①平成20年4月から9月までは、保険料負担を凍結します。（保険料は徴収されません。）

月までは、均等割を9割軽減します。

この特別措置に伴い、平成20年度の保険料徴収については、それぞれ次のような取扱いとなりますので、ご注意ください。

1. 被用者保険の被扶養者であった方

平成20年4月から9月までは、保険料は徴収されません。4月上旬には、保険料に関する通知書は送られません。

ただし、国民健康保険に加入されていた方で、後期高齢者医療制度に加入する直前に被用者保険の被扶養者となった方については、本来、平成20年度4月から9月までは保険料は徴収されませんが、事務処理の都合により、平成20年4月から、保険料が徴収されます。

これらの方々には、被用者保険の被扶養者と確認次第、特別徴収を中止し、既に徴収した保険料のうち、平成20年度中に納めていただく保険料額を超えた額について還付させていただきます。

平成20年10月から平成21年3月までは、均等割額を9割軽減

した額が、原則として、年金から徴収されます。徴収開始に当たっては、10月上旬に、保険料に関する通知書が送られます。

年金からの徴収が行われない方については、納付書や口座振替などにより、町へ個別に納付していただきます。徴収開始に当たっては、10月上旬に、保険料に関する通知書が送られます。

2. 被用者保険の被保険者本人であった方

後期高齢者医療制度の施行当初に制度に加入される方は、通常どおりの保険料額となりますが、被用者保険の被保険者本人と確認次第、保険料の徴収が開始されます。原則として、前年の所得額が確定する7月からの保険料徴収となり、納付書や口座振替などにより、町へ個別に納付します。徴収開始に当たっては、保険料に関する通知書が送られます。

平成20年10月からは、原則として、年金からの保険料徴収が開始されます。年金から徴収される方については、10月に、再度、保険料に関する通知書が送られます。

3. 国民健康保険に加入されていた方

平成20年4月から、原則として、年金から保険料が徴収されます。年金から徴収される方には、4月上旬に、保険料に関する通知書が送られます。

平成20年10月以降も年金から徴収される方には、10月に、再度、保険料に関する通知書が送られます。

年金から徴収されない方は、納付書や口座振替等により、町へ個別に納付していただくこととなりますが、原則として、平成20年4月からの徴収は行われず、前年の所得額が確定する7月からの徴収となります。徴収開始に当たっては、保険料に関する通知書が送られます。

詳しくは、住民課国保医療係
74-3002へ。

